

**対象**  
65 歳以上の人

# 介護保険料が改定されました

介護保険料は、法令で 3 年ごとに見直すこととなっています。大川市では、平成 27 年度から第 1 号被保険者（65 歳以上の人）の介護保険料を改定しました。納付額などについては、あらためて 7 月上旬にお知らせしますのでご確認ください。

### 保険料基準月額を改定

第 1 号被保険者（65 歳以上の人）の介護保険料の基準月額を改定しました。

4,500 円 → **4,900 円**

### 所得段階区分を変更

これまで以上に適正な負担割合を目指し、高齢者の負担能力や他市の状況などを考慮し、所得段階区分を 9 段階から 10 段階に多段階化しました。

### 低所得者には軽減措置

国の特別対策により、第 1 段階の保険料は 5 % 軽減されています。さらに来年度以降も軽減措置の拡充が予定されています。



所得段階区分		比率	保険料年額 ( )=改定前
第 1 段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で本人と世帯員全員が市民税非課税 本人と世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得額と公的年金等収入額の合計が 80 万円以下	0.45	26,400 (27,000)
第 2 段階	本人と世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得額と公的年金等収入額の合計が 80 万円超 120 万円以下	0.65	38,200 (35,100)
第 3 段階	本人と世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得額と公的年金等収入額の合計が 120 万円超	0.75	44,100 (40,500)
第 4 段階	本人が市民税非課税かつ世帯内に市民税課税者がいて前年の合計所得額と公的年金等収入額の合計が 80 万円以下	0.90	52,900 (48,600)
第 5 段階	本人が市民税非課税かつ世帯内に市民税課税者がいて前年の合計所得額と公的年金等収入額の合計が 80 万円超	1.00	58,800 (54,000)
第 6 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得額が 120 万円未満	1.15	67,600 (67,500)
第 7 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得額が 120 万円以上 190 万円未満	1.25	73,500 (67,500)
第 8 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得額が 190 万円以上 380 万円未満	1.50	88,200 (81,000)
第 9 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得額が 380 万円以上 600 万円未満	1.75	102,900 (94,500)
第 10 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得額が 600 万円以上	2.00	117,600 (94,500)

※保険料は特別徴収（年金から天引き）が基本ですが、天引きに切り替わるまでは普通徴収（金融機関やコンビニでの納付書払いまたは口座振替）により納めていただきます。

### 年額の算出方法

「基準月額 × 比率 × 12 か月」  
※100 円未満切り捨て

## 8 月から どう変わる？ 介護保険制度

65 歳以上の高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者も増加すると考えられます。

介護給付費の推移や高齢者人口の増加などを考慮し、高齢者の費用負担の公平化を図るため、介護保険制度の改正が行われました。

